

令和6年度第4回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和7年3月4日(火) オンライン開催	
委員(敬称略)	第一分科会長	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務 公認会計士
	委員	遠山 康 遠山康法律事務所 弁護士
	委員	小菅 瑠香 学校法人芝浦工業大学 建築学部 教授
審議対象期間	原則として令和6年10月1日～令和6年12月31日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名 : 沖縄遺骨整理・仮安置室新設工事
 資格種別 : 建設工事 - 建築一式工事(C又はDランク)
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。
 発注部局名 : 大臣官房会計課
 契約相手方 : 株式会社新生実業
 予定価格 : 48,301,000円
 契約金額 : 47,190,000円
 落札(契約)率 : 97.7%
 契約締結日 : 令和6年9月5日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者の応札があり、株式会社新生実業が契約の相手方となった。落札率は97.7%である。

意見・質問	回 答
本件について、必ずしも特殊な工事ではないという理解でよろしいでしょうか。	工事の内容としては、一般的な工事になります。ただ、沖縄では普通に生活している中で戦没者のご遺骨が見つかることもあり、ご遺族の要望等も踏まえて、適切にご遺骨を保管する必要がある、そのような点で特殊な案件と感じる方がいるかもしれません。
工事内容が特殊だと、対応できる業者が限定されると思います。そのような意味で、特殊性のある工事ではないという理解で合っていますか。	はい、そのとおりです。
一者応札になった要因分析の1点目として、他省庁の入札案件に埋もれて、業者が本件を見落とすのではないかとあります。業者気付いてもらわなければ競争性は高まりようがないのですが、他省庁の入札案件がたくさんある中で、本件のような工事が見落とされないようにするために、どのような工夫が考えられますか。	今回の入札に当たり、様々な業者に声かけをしたところ、建設業界内で工事の入札リストのようなものがあることを教えていただきました。詳細を把握することは難しいのですが、いくつかの業界団体のようなものが存在して、それぞれ事務局があることも分かりました。今回の公告開始と同時に、事務局に対して、このような入札があることをお伝えしました。入札の一覧に載せてもらえるかは別の話ですが、今後も、それらの事務局に直接声かけをしていくことを考えています。
ご説明いただいたような工夫、努力は、今後も続けていきたいと思っております。	はい、承知しました。

<p>一者応札になった要因としてもう1点、他省庁の案件を抱えている業者が多く、人材不足、資材の高騰による予算との兼ね合いもつかず、断られることが多かったとあります。</p> <p>他省庁の仕事を既に受注しているので手一杯だということなら分かりますが、業者が考えている予算と見合わないから、入札を控えたというのはどういうことでしょうか。</p>	<p>沖縄では防衛省や国道交通省が行っている事業は基地関係の大規模な工事が多数となっており、業者とのやり取りにおいても、他の案件にまで手が回らないという印象を受けました。施設の大きさや、ご遺骨を保管する設備の内容についても説明しましたが、防衛省の施設整備関係の調達と比べて規模感が全く異なり、本件の規模の調達まで手を回すことは難しかったようで、断られてしまいました。</p>
<p>大きな規模の工事であれば引き受けがいがあがるものの、規模感の小さい案件だと遠慮されがちということでしょうか。</p>	<p>はい、そのような傾向はあると思います。</p>
<p>沖縄という場所柄もありますが、工事の内容の問題というよりも、工事の規模の問題のように感じます。小規模の工事に取り組んでくれる業者の参加を促すために、競争参加資格を緩やかにするというのは、やはり難しいのでしょうか。</p>	<p>業者のランクは、工事の規模によって設定があるため、まずはその設定に沿って対応することになり、その後で調整することになると思います。</p>
<p>沖縄での他省庁の調達案件について、スムーズに施工業者は決まっているのでしょうか。</p>	<p>他省庁に直接確認したわけではありませんが、業者から聞いている話だと、スムーズに決まっているような印象です。</p>
<p>近年、建築業界で施工業者がなかなか見つからないというのは大きな問題になっていますが、他の案件で落札業者が決まっているのであれば、地理的に人が足りないわけではないと感じます。</p> <p>また、昨今の状況を見ると、公告開始日から1か月で設備の業者を決めるというのは、なかなか難しいのではないかと思います。調達スケジュールも含めて、少しご説明をお願いします。</p>	<p>設備関係の有資格者の確保に苦労していることも業者から聞いたりしていますので、もしかしたら、建築業界全体で厳しい状況になっているのかもしれない。</p> <p>調達スケジュールについては、令和6年8月に公告開始となっていますが、元々は令和3年度からの案件となります。令和3年度の補正予算で予算要求をして、令和4年度に調達をかけましたが、金額が折り合わないため業者が見つかりませんでした。改めて令和5年度の補正予算で予算要求をし、それを繰り越して令和6年度に今回の調達をかけたところですが、令和6年5月に入札をかけましたが、入札者が1者もおらず不調になってしまいました。不落随契、再入札、等級拡大など幅広に検討していく中で、再度業者に声かけを行ったところ、興味を示していただいた業者があり、何とか工期を間に合わせる事ができたという経緯があります。</p>
<p>落札業者が決まらない状況が続いているのであれば、その理由を幅広く吟味してください。</p>	<p>今回の落札業者への確認も含めて、幅広く探っていこうと思います。</p>
<p>落札率が97.7%と高いですが、どのように分析していますか。</p>	<p>令和4年度以降入札を繰り返してきましたが、その都度、金額の見直しを行いました。当初は、業者が来ない、落札に至らないという状況でしたが、何とか落札が成立するように見直しをした結果、最終的に落札率が高くなったという状況です。</p>
<p>予定価格の算出方法を教えてください。</p>	<p>3者から参考見積りを取得し、刊行物の公表価格のデータも活用しながら、予定価格を算出しました。</p> <p>工事については、いわゆる総価でまとめて見積りを取るわけではなく、項目ごと、箇所ごとに見積りを取りました。</p>
<p>一者応札の改善策に関し、今回は業界団体に対する周知をされたということでしたが、それまでは周知をされていなかったのでしょうか。</p>	<p>本件のような調達を常に実施しているわけではないこともあり、該当する業者に対してピンポイントで声をかけることを考えておりました。当時は、関連する業界団体があることについての認識が不足していました。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>今回の審議内容について、部局に持ち帰っていただいて、検討すべき点がありましたら、十分検討していただきたいと思っております。ありがとうございました。</p>	

【審議案件2】	
審議案件名 : 心身障害児総合医療療育センターファンコイルユニット等更新工事	
資格種別 : -	
選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。	
発注部局名 : 大臣官房会計課	
契約相手方 : 八洲EIテクノロジー株式会社	
予定価格 : 135,300,000円	
契約金額 : 135,245,000円	
落札(契約)率 : 99.96%	
契約締結日 : 令和6年10月1日	
(調達の概要) 予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。	
意見・質問	回 答
<p>一般競争入札を行ったものの、応札者がおらず不調に終わったため、随意契約を実施したとのことですが、幅広い声かけは行っていたということですね。</p> <p>ヒアリングをした結果、人材の確保や施工体制を組むことが困難であること、工事規模が大きいことや工期が短いことなどが挙げられたという理解でよろしいでしょうか。</p>	はい、そのとおりです。
<p>工事全般に関して人手不足、資材不足が改善されるまでは、本件と同様の工事は、競争性を高めるための工夫が難しいという状況なのでしょうか。</p>	調査した限り、建設、設計業界も含め、工事業界全体が人手不足ということは、どの業者も言っている状況でした。
<p>重ねての質問になりますが、今回の結果を踏まえて、同種の調達を実施する場合に考えられる工夫など、何か腹案のようなものはありますか。</p>	本工事は設計と年度を分けて行ったため、工期も十分取ったつもりでした。しかし、補正予算を繰り越した上で進めており、新年度に入ってから入札の準備をして公告をかけると、早くても7月頃になってしまうという状況です。今回のように、設計と工事を分けて調達することを今後も続けていきたいと考えています。
<p>入札公告の競争参加資格で、ファンコイルユニット又はパッケージエアコンの新設又は更新の工事実績が条件になっています。この工事実績で、「病院」、「診療所」、「延べ面積5,000㎡以上の建物」におけるとありますが、この3つのうちいずれかを満たせば良いということでしょうか。</p> <p>この3つが並列だとすると、少し違和感があるのですが、どのような理由で決定したのでしょうか。</p>	<p>「病院」、「診療所」、「延べ面積5,000㎡以上の建物」の3つのうち、いずれかを満たせば良いという条件です。</p> <p>今回の施工先である療育センターは病院の建物のため、病院又は診療所としました。患者さんがいる関係で調整業務が必要になるため、病院又は診療所という用途を付けました。ただ、病院と診療所だけに限定すると、設備業界でも業者が限られてしまうため、一般的な面積でも良いという内容も加えました。面積については、建物の延べ面積のおおよそ6割程度に設定しました。</p>
<p>仕様書を手交した業者数は13者ということですが、この13者は先ほどの工事実績のいずれかの条件を満たす業者だったのでしょうか。</p>	<p>入札説明書のダウンロード業者も含まれており、実際に実績があるかどうかの確認は、全ての業者に対して行っているわけではありません。</p> <p>最初に入札をかけた際は、「病院」又は「診療所」という条件で行いましたが、なかなか手が挙がりませんでした。そのため、1つ緩和して「延べ面積5,000㎡以上の建物」でも可にしたという経緯があります。</p>
<p>なぜ、八洲EIテクノロジー株式会社に特定されたのでしょうか。</p>	<p>随意契約の調整に当たり、12者に声かけを行いました。ほとんどの業者から断られてしまいましたが、残り2者のところで、金額の折合いが合ったのが八洲EIテクノロジー株式会社だったという経緯です。</p>
<p>公共調達委員会の資料で、公告期間を長く確保するという表現がありますが、どの程度長くしたのでしょうか。</p>	<p>公告期間について、開庁日で15日間の予定を、開庁日で20日間に延ばしました。</p>

<p>一般競争入札の総合評価落札方式で20日間の公告期間というのですが、準備期間としてあまり長いと感じられません。どの程度の準備期間が必要かという検討は、されているのでしょうか。</p>	<p>これまで同種の工事等を行っており、なかなか業者が見つからない状況が続いていたこともあり、公共調達委員会からの指摘も踏まえ、公告期間を延ばしましたが、更に延ばせるかという点については、引き続きの検討となります。</p>
<p>業者側の施工体制を確保する観点から、公告期間を1か月間に延ばすことはできないのですか。</p>	<p>工期との兼ね合いもあり、公告期間を延ばした分、工期がずれていくことから、工期の確保と入札スケジュールのバランスを見ながらになると思います。</p>
<p>資料で契約率が100%と記載されていますが、小数点以下も表示したほうが、より実態を反映するのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、契約金額と予定価格に差が少しありますので、99.96%というように、表記の仕方について修正したいと思います。</p>
<p>(分科会長の意見) 今回の審議内容について、部局に持ち帰っていただいて、十分な検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。</p>	

<p>仕様書を手交した業者数は10者と資料に記載がありますが、いずれも有資格者名簿をもとに声かけをされたのでしょうか。</p>	<p>有資格者名簿をもとに声かけを行ったのは3者です。政府調達ポータルから入札関係書類をダウンロードした業者が7者です。その合計で10者と記載しております。</p>
<p>実際に蓋を開けてみたら、応札は一者にとどまったということですね。</p>	<p>はい。声かけをした3者のうち1者と、ダウンロードした7者のうち1者の合計2者から、競争参加資格確認書類の提出はありました。しかしながら、入札書の提出締切日に、2者のうち1者から辞退の連絡がありました。</p>
<p>図面を見る限りでは、4か月もかからない規模の工事のようにも見受けられます。 本件は、照明器具の調達から全て落札業者にお任せする形になっていますが、例えば、照明器具の調達などを分けて、その部分を先に始めるなどの工夫の余地はありますか。</p>	<p>辞退した業者から、履行期間は半年ほど欲しいという話もありました。120平米程度の仮眠室ですが、今ある壁を一度全て取り払い、新しく個室を10室作るというところで、整理としてはオーダーメイドのフルリフォームになるとのことでした。 ご指摘のように、部材をあらかじめ調達しておくことも不可能ではないですが、一まとめのパッケージにすることで全体の工期短縮につながると考えて、今回の調達をした次第です。</p>
<p>実施図を工務店のような所に依頼して、そのまま施工という方法もあったと思いますが、そのような検討はされたのでしょうか。</p>	<p>設計をして、そのまま施工という発想には至っていませんでした。令和5年度中は基本設計のリフォームの図面しかできなかったことや、予定価格の積算に関する知見が多くなかったこともあり、まずは設計業務と施工管理を一体的な案件として行う業者を探すということで動いていたところです。</p>
<p>発注の分離について、もう少し工夫ができる可能性があると思います。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>予定価格の算出について、業者から参考見積りは取られたのでしょうか。</p>	<p>今回は、全体としての参考見積りを取らずに予定価格を算出しました。工期確保の観点から業者を決めることを優先し、設計業者の協力を得て、物価資料や建築施工単価などの定期刊行物に載っている係数を主に用いて、掲載のない部分は市中価格や業者から取得した部分的な見積りを用いて積算しました。</p>
<p>落札率が高く、3回目の入札で落札に至っていますが、どのように分析されていますか。</p>	<p>採用した定期刊行物が夏頃に発刊された情報で、入札が11月下旬のため、3か月間で人件費や資材など様々なものが高騰した部分もあると思います。 1回目、2回目の入札では応札額が予定価格の範囲内に収まらなかったのですが、業者の企業努力もあり、3回目の入札で何とか落札決定に至りました。 今後、同様の案件があった場合は、直近の市場価格などを反映しながら、予定価格をもう少し詰めていければと考えています。</p>
<p>(分科会長の意見) 今回の審議内容について、参考になるところは持ち帰っていただいて、十分検討していただきたいと思います。ありがとうございました。</p>	

【審議案件 4】	
審議案件名	羽田空港検疫所支所仮眠室改修工事
資格種別	—
選定理由	随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。
発注部局名	東京検疫所
契約相手方	株式会社翔榮建設
予定価格	84,323,000円
契約金額	83,600,000円
落札(契約)率	99.1%
契約締結日	令和6年12月19日

(調達の概要)
 予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
不落の随意契約ということで、1者のみの応札だったようですが、複数応札にならなかった要因の分析はされていますか。	令和6年11月6日と29日に2度開札を実施しています。入札公告期間はともに10開庁日以上を確保し、庁舎内の掲示板、インターネットのホームページと調達ポータルに入札公告を掲載しました。 また、厚生労働省のホームページに掲載されている有資格者名簿から、合計で20者に電話で入札の案内をしましたが、2度とも同一業者による一者応札となりました。 複数応札となるように可能な限り声かけを行いました。が、応札できない理由について業者にヒアリングをしたところ、ほかの工事を受注していて人手不足のため、入札には参加できないという回答が複数者からあり、やむを得ない部分もあったと思います。
競争性を高めること自体が調達の目的ではないですが、調達の時期をずらすなどの工夫は難しかったのでしょうか。	本件は令和5年度の補正予算で予算が計上されていることなどもあり、これ以上早い時期に調達するのは難しかったと考えています。
逆に、時期を後ろにずらすことも難しかったのでしょうか。	令和5年度の予算を一度繰り越しているため、令和6年度中に実施する必要があり、後ろ倒しにすることもできませんでした。
幅広い声かけをはじめとして、できるだけことは行ったものの、致し方なかったということでしょうか。	はい。
入札をして2度とも不落到終わった上で随意契約になり、予定価格の範囲内に収まったという話ですが、なぜ業者が価格を下げることができたのかについて確認しましたか。	2度目の開札後、応札業者と不落随契協議を実施した際に、応札業者から施工場所の現地確認をさせてほしいという申し入れがありました。 現地確認を実施したところ、工事業者が使用する事務所スペースや資材置場を弊所が提供することができること、空調設備の積算の見直しが可能であることが判明したため、入札金額よりも金額を下げることであったという状況です。
業者に無理を強いて、金額を下げてもらったというわけではないということですね。	はい、そのとおりです。
(分科会長の意見) これで審議は終了いたします。ありがとうございました。	

【審議案件 5】	
審議案件名	埋設スレート及びコンクリートガラ等分別除去業務
資格種別	役務の提供等（B、C又はDランク）
選定理由	一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。
発注部局名	国立医薬品食品衛生研究所
契約相手方	株式会社信友建設
予定価格	29,892,500円
契約金額	29,249,000円
落札(契約)率	97.8%
契約締結日	令和6年11月15日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、株式会社信友建設が契約の相手方となった。落札率は97.8%である。

意見・質問	回答
<p>一者応札になった要因分析について、作業内容の実態と調達区分がかみ合っていないことが挙げられています。多くの業者が参加できる競争参加資格は、役務の提供ではなく、どのような調達区分だったと考えているのでしょうか。</p>	<p>工事です。</p>
<p>今回は、なぜ工事ではなく役務の提供という調達区分にされたのでしょうか。</p>	<p>本件は、重機で掘り起こし、地中にあるコンクリートとスレートのガラを分別除去する業務です。元々は、重機を使用する点からも、工事の調達区分で準備していました。</p> <p>その後、事前の公共調達委員会の審査で、工事か役務かという競争参加資格の議論がありました。分別・除去という目的から考えれば、工事よりも役務が適当であろうということで、役務の提供という調達区分になったという経緯があります。</p>
<p>公共調達委員会の審査において、目的は分別と除去ならば役務ではないかとの指摘があったときに、役務として捉えると競争参加資格の関係で競争性が低くなってしまう懸念については、部局から伝えていたのでしょうか。</p>	<p>伝えてはいましたが、調整を経て、役務の提供という調達区分になりました。</p> <p>本件については、今回新たに工事を始めるものではなく、令和2年から古い庁舎の解体などを続けています。現在は建物がなくなっており、残った地中のガラを掘り返して分別除去する段階です。住宅地にあり、騒音や重機使用の説明など近隣住民との関係からも工事の調達区分で進めたい旨の説明もしましたが、最終的には分別・除去という目的を重視して、役務の提供という調達区分になりました。</p>
<p>仕様書を手交した業者数は1者ということですが、他にもう少し配布することはできなかったのでしょうか。</p>	<p>他にも仕様書を配布しようとしたのですが、競争参加資格の関係で参加できないということで、お渡しする前にお断りされてしまいました。</p>
<p>役務の提供という区分がネックになってしまったということですね。</p>	<p>はい。役務の提供だけ競争参加資格を持っている会社は、主に調査会社のような所で、地中に埋まっている物を調べるレーダーなどを持っていても、重機を持っていないため掘り返すことができないということでした。掘り返す部分を外注すると、契約金額50%以上の再委託となってしまうため、難しいとの回答でした。お声かけはしたけれど、ほぼ門前払いという状況でした。</p>
<p>予定価格の算出方法について、参考見積りを2者から取っていますが、落札業者も入っていますか。</p>	<p>はい、入っています。もう1者は、建築業者です。</p>

<p>もう1者の建築業者は入札に参加しなかったということでしょうか。</p>	<p>はい。参考見積りは出していただきましたが、役務の提供の競争参加資格を持ってなかったため、参加できませんでした。</p>
<p>工事か役務の提供かという点は、判断が難しいと思います。例えば、建物を解体した後に、石綿のスレートとコンクリートガラの分別作業を行い、トラックに乗せて廃棄処分する場合には、工事に当たるのでしょうか。</p>	<p>建物の解体も含めてということであれば、おそらく工事に該当します。ただ、解体工事は別の業者が行い、そのごみだけを外に持ち出して処分するという産業廃棄物処分であれば、役務の提供が該当すると思われます。</p>
<p>解体工事をする建設業者が産廃業者に外注契約をして、廃棄処分をしてもらう形が多いのですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>そうすると、本件に応札するためには、建設会社も役務の提供に関する資格を持っていないといけないことになるのですね。</p>	<p>はい。そのような建設業者であれば参加できますが、いろいろと業者に声をかけたところ、その中で役務の提供の資格を持っている業者は1者のみでした。</p>
<p>周知方法について、複数応札になるような手段は講じられたのですか。</p>	<p>役務の提供という調達区分になってからは、対応できそうな業者をインターネットで調べて、レーダーで地中内を調べる調査会社なども含めて、お声かけをしました。</p>
<p>工事か役務の提供かという議論について、事務局ではどのようにお考えですか。</p>	<p>(事務局から説明) 説明公共調達委員会に諮る前の段階で、国のルールとして工事になるかについて、会計課内の営繕担当の専門家とも協議をしたところ。結果として、更地にした後に建物を建てるような工事、解体工事のような工事ではないため、本件は工事として扱うことができないのではないかという意見をいただいたことを踏まえ、本件は役務の提供の調達区分になったという経緯です。</p>
<p>明確に工事と定義するものがあるのですか。</p>	<p>(事務局から説明) はい、そういったものを踏まえて、当省内の専門家に相談したところ、本件を工事では扱ってはいけないという意見をいただき、その内容を踏まえて議論したところです。</p>
<p>工事と役務の提供の区分のどちらにも該当し得るグレーゾーンの案件については、競争性を高める観点で、柔軟に取り扱うのも一つの方法だと思います。</p>	<p>(事務局から説明) ご指摘ありがとうございます。今後同様の案件があれば、慎重に対応していきたいと思います。</p>
<p>(分科会長の意見) 今回の審議内容について、十分検討をしていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>	

<p>【審議案件 6】 審議案件名 : 役員用両袖デスク一台等一式の購入契約 資格種別 : 物品の販売 (A、B 又は C ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1 者応札であるため。 発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 株式会社竹宝商会 予定価格 : 17,162,420 円 契約金額 : 17,149,000 円 落札(契約)率 : 99.9% 契約締結日 : 令和 6 年 12 月 23 日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1 者の応札があり、株式会社竹宝商会が契約の相手方となった。落札率は 99.9%である。</p>	
意見・質問	回答
<p>一者応札となった要因分析に関して、契約日が令和 6 年 12 月 23 日、納入期限が令和 7 年 3 月 21 日となっており、この期間があれば、多くの業者が対応可能だと思われます。一者応札となった主要要因としては、やはり 90 品目という品目の多さがあるのでしょうか。</p>	<p>はい。通常は、机などを一度に 90 品目も買うことはない状況です。仕様書を配布した 12 者のうち、数者に聞いてみたところ、机や椅子などを取り扱っていても、これだけ多いと物品をそろえるのが難しいという回答がありました。</p>
<p>品目が多いため応札可能な業者が限られることは、予測の範囲内だったのでしょうか。</p>	<p>12 者に対して参考見積りを依頼したところ、準備にある程度の期間を要するため、参考見積りは出せないという業者もありました。 納入期限までに品目を全て揃える前段階として、90 品目の見積額を算出して提出することだけでも、多くの時間を要するとのことでした。</p>
<p>令和 7 年 4 月 1 日の部署統合に向けて、期限が決まっている中で、準備期間を長く設けることは難しかったのでしょうか。</p>	<p>国際医療研究センターの部屋の改修工事が終わった段階で、机や椅子を納入する流れになっており、その工事との兼ね合いで少し後ろ倒しになった経緯もあります。</p>
<p>資料に添付されている備品・什器のリストに代替品可の旨の記載があるものの、特記の材質や機能の指定が非常に細かいように見受けられます。特記でここまで指定してしまうと、同等の別製品を探すことが困難になると思われますが、どの程度の希望として記載したのでしょうか。</p>	<p>参考品の型番等を調べると出てくる仕様について、そのまま記載しております。</p>
<p>特記を細かく記載しないほうが、業者が型番を見て同等製品を見繕いやすいのではないかと思います。</p>	<p>はい。</p>
<p>建築業界では、同等品と書いておけば企業側で価格を含め工夫し、同等品を採用することが多いです。特記の仕様が要因になっているのではないかという印象を受けましたが、この点について補足があれば、事務局からお願いします。</p>	<p>(事務局から説明) 選択肢が多いほうがより多くの応札が得られることから、同じようなもので別のメーカーのものでも差し支えないということであれば、幅を持たせた仕様書の記載は望ましいと考えています。</p>
<p>調達品目が 90 品目にもわたる中で、株式会社竹宝商会が期限までに全てを納品することに対応できた理由はどこにあるとお考えですか。</p>	<p>他の業者と強いつながりを持っている点があると思われれます。</p>
<p>実際に納品するタイミングは、いつ頃になる見込みでしょうか。</p>	<p>仕様書上の納入期限は 3 月 21 日となっていますが、国際医療研究センターの部屋の改修工事が 2 月 21 日に完了していることもあり、本件について 3 月中旬頃に搬入・設置が完了する見込みです。</p>

<p>90 品目という品目の多さはあるものの、3 か月間という契約期間があれば、対応できる業者は他にもいるように思うのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>今回、参考見積りを株式会社竹宝商会と B 社からいただきましたが、実際に入札に参加したのは株式会社竹宝商会の 1 者だけです。おそらく、B 社は 90 品目を期限までに納入することが難しかったのだらうと思います。</p> <p>それから、他の業者から今回の入札参加を辞退する連絡があった際に、辞退の理由を確認ところ、期限までに全品目をそろえることが難しい趣旨の回答がありました。やはり、期限までに 90 品目全てをそろえるのは難しかったのではないかと考えています。</p>
<p>机などをいつも在庫として持っているわけではなくて、注文を受けてから発注して製造するものもあるため、一定の期間が必要になるという状況もあるのでしょうか。</p>	<p>はい、そのような状況もあると思います。</p>
<p>予定価格の算出に関して、業者からの参考見積りを見ると、おそらくカタログ価格から一定の値引き率を掛けて単価を出しているようです。この値引き率について、検証されていますか。</p>	<p>各品目の値引き率の詳細までは検証していません。発注頻度の高い品目は安く、そうではない品目は単価が高くなると思います。株式会社竹宝商会は、机や椅子の取扱いが多いため、比較的高い値引き率が出せていると考えます。</p>
<p>商品には定価があり、一定の値引き率を入れて見積りを出してくると思います。どの程度値引きを入れているのかについては、詳しく検証されたほうが良いと思います。</p>	<p>次回から類似の案件があった場合は、検証するようにします。</p>
<p>今回の予定価格の算出については、一定の値引きが含まれる形になっており、それなりの適正性はあると思います。</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>(分科会長の意見) 今回の審議内容について、部局に持ち帰っていただき十分に検討していただきたいと思います。ありがとうございました。</p>	

【審議案件 7】	
審議案件名	: 国立感染症研究所戸山庁舎管理棟3階改修工事(変更契約)
資格種別	: -
選定理由	: 随意契約(変更契約)を実施している案件中、随意契約(変更契約)の妥当性等について、確認する必要があるため。
発注部局名	: 国立感染症研究所
契約相手方	: 株式会社イズミ・コンストラクション
予定価格	: 300,275,974円
契約金額	: 294,250,000円
落札(契約)率	: 98.0%
契約締結日	: 令和6年12月20日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
原設計で予定していた配線ルートでは施工が困難であることが現地調査で判明したため、新たな配線ルートを設定する必要が生じて、変更契約をしたということですね。	はい。
原設計の時点で、あるべき配線ルートによる施工が予定されていたれば、当初の契約金額が変更契約後の金額に置き換わっていただけて、変更手続による支出増は生じなかった、という理解でよろしいでしょうか。	はい、そのとおりです。仮定の話ですが、当初からあるべきルートが見つけられていれば、その金額と工期が当初契約に盛り込まれていたということになります。
変更後の配線ルートによる施工のみを別業者に委ねるのは不合理であり、随意契約とする合理性はあると思いますが、変更後の契約金額の妥当性は検証されていますか。	はい。ただ、現在の部材の市場価格や作業費について、適正価格であるかという判断が難しいところもあり、別に工事管理業者を頼んでいます。その工事管理業者でも、一般的な価格より高く見積もられているものがないかという検証をしています。
あらかじめ工事請負契約書の中で、変更が生じた場合の取り決めをされていると思いますが、具体的に契約書のどの部分が該当しますか。	契約書の第18条が「条件変更等」の内容になり、ここが該当部分になります。
契約変更によって工期が変わること、金額が変わることについては、具体的に契約書のどの部分が該当しますか。	契約書の第24条が「工期の変更方法」、第25条が「請負代金額の変更方法等」の内容になります。これらに基づいて、今回の変更契約をしております。
一般競争入札(総合評価落札方式)で調達した案件の変更契約ということですが、当初の競争の前提が変わることについては、どのようにお考えですか。	当初の調達内容について、契約締結後に恣意的に業務や区画の追加をすることは基本的に認められないと考えています。 予期せぬ事情、契約当初では見込めない事情が契約後に発生したものについて、変更契約を締結することになると考えています。
随意契約理由書の中に、変更契約の理由もまとめて一緒に記載されていますが、もう少し丁寧に書き分けるべきではないでしょうか。	はい。変更契約の理由に加え、改めて一般競争入札をする余地があるか検討し、その内容を記載することも必要だと感じています。 現在の受注者に、変更したルートで施工してもらうことに合理性があるという前提の部分についても、もう少し丁寧に書くべきだったと思います。
今回、アスベストは関係しているのですか。	はい。理由書では「等」となっていますが、見積書の中にも記載がある「環境配慮改修工事」の項目として、それほど大規模ではないものの、当初は見込めなかったが、必要にともない調査をした結果、検出されたということで、アスベスト除去も見積書の中に入っています。

<p>以前の別案件で、アスベストの関係で変更契約をした案件があったと思います。変更契約は事後的な方針修正で、ほかの競争者に対して不利な状態を与えることから、あまり好ましいものではないと思っています。アスベストが関連する変更契約について、事前に分からないのでしょうか。</p>	<p>官公庁の建物のうち、アスベストが確認されているものは国土交通省がリストを公表していますが、国立感染症研究所戸山庁舎はそのリストに含まれておらず、基本的にアスベストはない施設という前提です。ただ、設計図書には、施工時に必ずアスベストの含有調査を行い、確認された場合には適切な処理を行うことが明記されており、その可能性は入札参加者にも伝わっているところです。</p>
<p>随意契約理由書の変更契約で、同じ業者への発注に問題はない旨は書かれていますが、会計法の根拠条文が書かれていません。会計法第29条の3第4項などの根拠条文についても記載したほうがよいと思います。</p>	<p>次回から追記したいと思います。</p>
<p>(分科会長の意見) 今回の審議内容について、部局に持ち帰っていただいて、十分に検討していただきたいと思います。ありがとうございました。</p>	

【審議案件 8】	
審議案件名	大阪・関西万博健康とウェルビーイングウィーク 障害者自立支援機器等開発促進ブース内におけるコンテンツ（こどもの義手）に係る企画立案業務一式
資格種別	役務の提供等（A、B又はCランク）
選定理由	一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため。
発注部局名	国立障害者リハビリテーションセンター
契約相手方	株式会社新東通信
予定価格	4,345,000円
契約金額	373,890円
落札(契約)率	8.6%
契約締結日	令和6年10月31日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、4者の応札があり、株式会社新東通信が契約の相手方となった。落札率は8.6%である。

意見・質問	回答
今回の落札率はかなり低いですが、このような企画・立案業務に関する案件の予定価格の設定について、今後工夫できる点などの考えはありますか。	本件について過去の実績がなく、予定価格の作成に悩んだところでした。参考見積りを2者から徴取し、基本的に低いほうの価格を参考にして、予定価格を算出しました。 入札の結果、落札業者が非常に安価で応札・落札したのですが、ここまでの低い価格は想定していませんでした。次回以降、似たような案件があれば、情報収集等にもう少し時間をかけるようにしたいと思います。
予定価格の設定について、可能な限り、実態に即した設定ができるようご尽力いただければと思います。	はい。
本件について、間もなく企画・立案が終了する時期だと思えます。成果物の納入はまだだと思いますが、現時点で、進捗管理も含めて、業務遂行に特段の問題は生じていないという理解で合っていますでしょうか。	はい。業者と連絡を取り合って業務を進めています。今のところ、問題なく進んでいる状況です。
仕様書において、成果物の物量など具体的な記載が少ないという印象を受けます。落札率が低くなった原因の一つとして、仕様書の内容が曖昧だったことがあるかもしれません。 例えば、企画書の文字数や、A4での枚数、映像分数や、求めるクオリティ、提出フォーマットなどを明確に指定しないと、各者がばらばらの前提で入札してくることになると思います。その点をしっかり整理されるとよいと思います。	はい、分かりました。
ここまで低い落札では、期待と違うものが納品されるのではないかと不安がありますが、落札した後に何か確認されていますか。	落札後に内訳書を提出いただき、業務内容に漏れている点がないかなどを確認しております。
参考見積りを徴取したC社やD社の内容と比較して、何が安くなってここまで安価になったのでしょうか。	業務の内容的には、参考見積りのC社やD社と変わりませんが、工数が非常に少ないというところで、この結果になっています。
工数が少なくても、内容を理解しているから問題ないということでしょうか。	はい、そうです。
一般的には少し不安になるほど落札率が低いため、今後同様の案件があった場合も、きちんと数字などを確認するとよいと思います。	ありがとうございます。

<p>入札があった時、これほどの低価格で本当に仕様書にあるような業務が、一定レベルのクオリティを保って履行できるのかと疑問に思われましたか。</p>	<p>はい。金額を見た瞬間に、大丈夫なのかと思いました。落札業者に対して、本当にこの工数で対応可能か直接確認しました。落札業者から、仕様書に記載の業務内容についてこの金額で実施させていただきますという回答を得ています。</p>
<p>開札日と契約日が同じ日になっています。履行に問題がないか調査する時間があったのかという疑問が残りますが、いかがですか。</p>	<p>開札が、終わった後すぐに業者へ連絡を取り、確認が取れました。</p>
<p>落札率が極端に低い場合はお断りをするという判断も、1つの方法としてあるのかと思います。本件は低入札価格調査の対象ではありませんが、仮に低入札価格調査を行った結果、クオリティの担保が難しいという結論になれば、受注が見送られるわけで、そこまで検討すべき案件かと思います。低入札価格調査と同様の調査をして、受注の可否をきちんと文書にして判断したほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>(事務局から説明) 予定価格が1千万円以下の案件については、低入札価格調査の対象になっていないため、低入札価格調査が義務付けられておらず、こちらの判断により最低価格で応札した者を落札者としなないことはできないルールになっています。当然のことながら、事前に確認した上で、業者側から全く勘違いだったと辞退する可能性はありますが、本件は低入札価格調査ができないというものになります。</p>
<p>低入札価格調査と同様の手続は踏むとしても、仮にクオリティ確保ができないと判断したとしても、そのまま進めざるを得ないということでしょうか。</p>	<p>(事務局から説明) 業者側が辞退しない限りは、こちらから契約をしないという選択はできないというものになります。</p>
<p>(分科会長の意見) 議論の内容が多岐にわたりましたが、今回の審議内容について検討すべき点は十分検討していただいて、今後の調達に活かしていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>	

<p>【審議案件 9】 審議案件名 : 国立療養所沖縄愛楽園受変電設備更新整備工事 資格種別 : 建設工事 - 電気工事 (A又はBランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。 発注部局名 : 国立療養所沖縄愛楽園 契約相手方 : 株式会社九電工 予定価格 : 446,743,220円 契約金額 : 432,300,000円 落札(契約)率 : 96.8% 契約締結日 : 令和6年10月29日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者の応札があり、株式会社九電工が契約の相手方となった。落札率は96.8%である。</p>	
意見・質問	回 答
仕様書を手交した3者と参考見積りを提出してもらった3者は、一致するのですか。	はい、そのとおりです。
一者応札になった要因分析に関して、落札業者以外の2者に、応札しなかった理由を確認しましたか。	はい。近場に「ジャングリア沖縄」という巨大テーマパークが令和7年7月にオープンする関係で、作業員が同園工事に取られてしまい、入札参加が難しいとのことでした。
今回は大型リゾート施設の建設と時期が重なってしまったことから、一者応札になってしまったが、そのような要因がなければ、複数応札は見込めたと分析されているのでしょうか。	はい。
これまでの沖縄愛楽園の調達案件で株式会社九電工が受注しているものもあると思いますが、今回も株式会社九電工に決まり、同じ業者が続くことで、他の企業が応札しにくくなっているという可能性はないでしょうか。また、そのように思われにくいような工夫などされていることはありますか。	可能な限り同じ業者にならないように、幅広く声かけ等を行っておりますが、当園の立地の関係で、なかなか他の業者が参加しにくくなっております。
純粋に競争してもらうことが難しい事情もあるかもしれませんが、応札しにくい雰囲気が出来上がっていると、声をかけてもあまり見込みがなくなってしまうと思います。その辺りを払拭する案を考えていただきたいと思います。	はい。
資料の技術評価表は総合評価の結果の数値という理解でよろしいですか。	はい。
技術評価表の他に、入札状況調書にも評価点の記載がありますが、数値に相違があるようですが、同じ数値ではなくてよいのでしょうか。	ご指摘の点については、確認して後ほど報告させていただきます。
<p>(分科会長の意見) 評価点の数値については、後ほど報告をお願いします。今回の審議内容について、部局に持ち帰っていただいて、十分検討していただければと思います。ありがとうございました。</p>	

【審議案件10】

審議案件名 : 歯科用レーザー
資格種別 : ー
選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。
発注部局名 : 国立療養所宮古南静園
契約相手方 : 株式会社沖縄歯科器材
予定価格 : 5,128,750円
契約金額 : 5,115,000円
落札(契約)率 : 99.7%
契約締結日 : 令和6年12月10日

(調達の概要)

予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
今回の調達は、平成24年に調達したレーザーの買換えになるのでしょうか。	はい、そのとおりです。
今回は不落の随意契約ということですが、平成24年の調達先は、今回の業者と同じですか。	はい、同じ業者です。
平成24年の調達は、複数応札があったのでしょうか。	はい、前回調達時は2者の応札があり、落札して契約に至っております。
平成24年も今回も2者応札ということですね。資料によると、琉球大学病院等では歯科レーザー治療の実績がないとあります。歯科用のレーザーについて、インターネットを使って全国規模で調べてみると導入例は多くあるようです。取扱業者をメーカーにも確認されたようですが、メーカーの回答でも取扱業者は数少なかったのでしょうか。	メーカーに確認したところ、沖縄県で2者の案内がありました。
全国規模で見れば取扱業者はたくさんあるものの、沖縄県で納入してくれる業者は、この2者に限られるということですか。	はい、そうなります。
調達期限という制約がある中で、今回のように2者応札のうち1者は郵送で来場していないケースの場合、予定価格内の入札がなく、当日来場しているのが1者のみだと、その日に再入札を行っても郵送の応札者は対応できず、実質1者だけで進めざるを得ません。競争性確保の観点から、入札公告から仕切り直すことは可能なのでしょうか。	落札に至らなければ、もう一度再公告で行うことは可能です。
仮に今回調達した歯科用レーザーの更新が必要になった場合、取扱業者が増えない限りは、今回と同様の2者による応札になるのですか。	沖縄県には歯科の機器を扱う業者が少なく、離島ということも、沖縄に限定すると、今回の2者ということになってしまいます。県外からの参加が可能であれば、今後は幅を広げていきたいと考えています。
県外となると納品の輸送コストが上乘せされる分、競争になると厳しくなってくるかもしれませんね。	そうですね。
競争参加資格の中で、九州・沖縄地域の資格を有する者という記載がありますが、九州本土でも沖縄でもいいという認識で合っていますでしょうか。	はい。
先ほどの質問にもありましたが、納品の輸送コストはかかるけれども、資格はあるということですね。	はい、そうです。
郵送で応札をした業者は、沖縄の業者ですか。	沖縄の業者です。入札に来られない事情などもあり、来られなければ郵送という対応となっております。

<p>コストが上がるのは分かった上で、応札を増やすという意味で、九州本土の業者に声かけをすることも一つの方法だと思います。買替えてまた同じ業者になると、他の業者はより入りづらくなることも考えられるので、少し気を付けていただければと思います。</p>	<p>はい。</p>
<p>業者とのやりとりにおいて、郵送に限らず、電話やインターネットなどを活用するのも効果的だと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>電子入札で行えば、2回目、3回目の入札がスムーズにできる部分があると思います。ただ、入札の場合は、基本的に会場から出られないようになっており、公平性を確保することに留意する必要があります。 普段のやりとりにおいて、メールやファクスは可能だと考えています。</p>
<p>随意契約理由書に根拠法令の条文が書かれていませんので、予算決算及び会計令第99条の2と明示していただきたいと思えます。</p>	<p>はい。</p>
<p>(分科会長の意見) 今回の審議内容について、部局に持ち帰っていただいて、十分ご検討いただきたいと思えます。ありがとうございました。</p>	

18 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
 電話03-5253-1111 (内7966)